

## 第8章 対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域

対象事業に係る環境影響を受ける範囲は、図 8-1 に示すとおり対象事業実施区域から 2km の範囲とした。本範囲には、宇都宮市、下野市、上三川町が含まれる。

環境影響を受ける範囲を対象事業実施区域から 2km とした理由は、ごみ焼却施設において近隣住民等から影響が不安視されることが多く、かつ広域的な影響を把握する必要がある大気質（煙突排ガス）の影響範囲を考慮してのものである。

なお、同じく広域的な影響が生じるとされる景観の変化については、既存ごみ焼却施設の煙突高さが 80m であり、既に 20 年以上経過していること、現地確認の結果、2km 遠では煙突が殆ど視認されないこと、新施設の煙突高さは 59m 又は 80m となり、現状よりも高くないこと等の理由から、対象事業に係る景観の影響は現状よりも同等以下になると判断した。よって、環境影響を受ける範囲は大気質の影響範囲をもとに決定するものとした。

### 大気質の影響範囲の設定根拠

「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」（平成 18 年 9 月環境省）において、煙突排出ガスによる影響の調査対象地域として、最大着地濃度出現予想距離の概ね 2 倍を見込んで設定した例が示されている。

既存ごみ焼却施設の（煙突高さ 80m）の排ガスの諸元及び、平成 24 年度の宇都宮気象台の気象条件をもとに計算した結果、年平均値の最大着地濃度出現予想距離が 900m 程度（2 倍の距離で約 1.8km）となった。

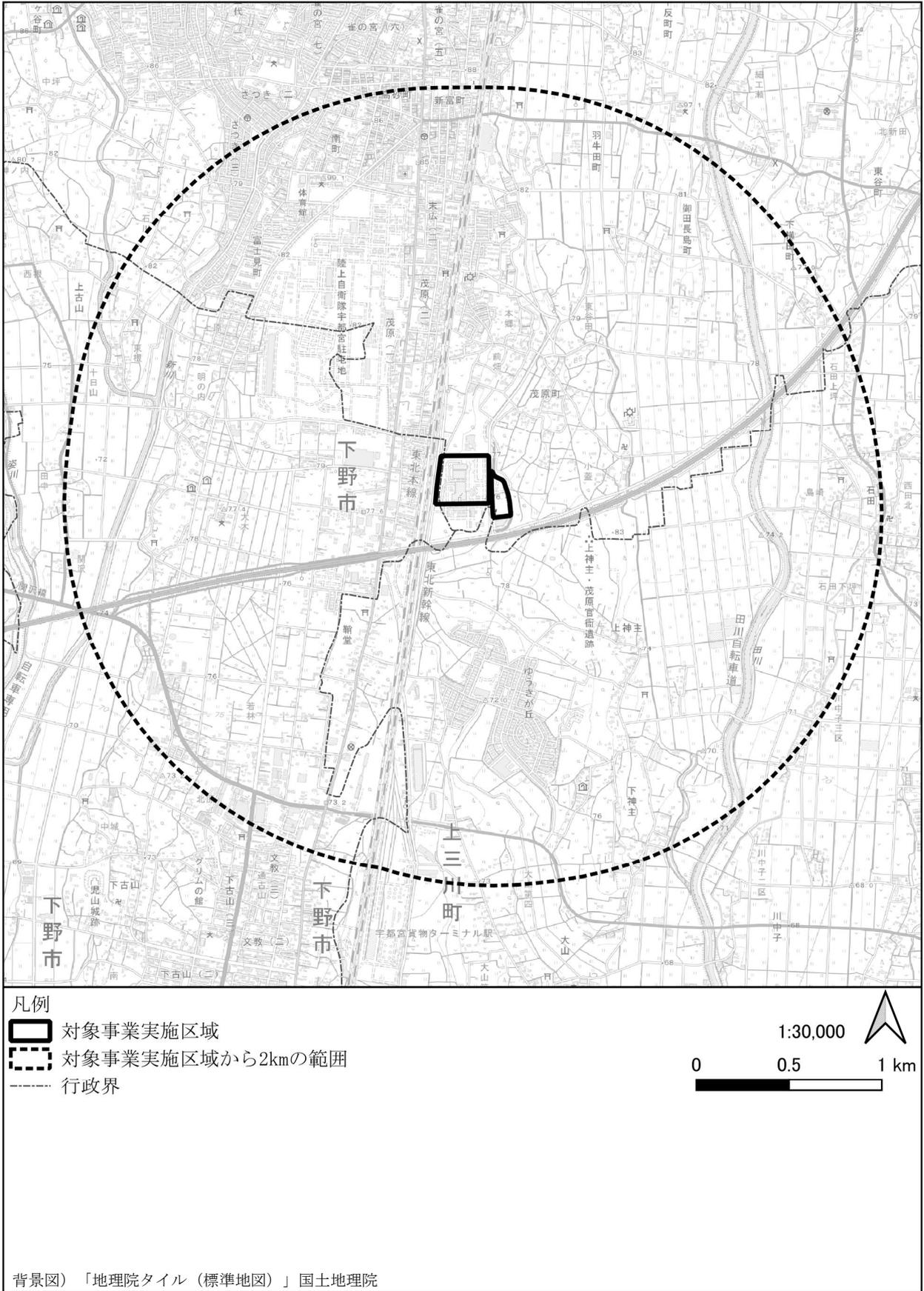


図 8-1 対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域

## 第9章 対象事業実施区域及びその周辺の概況（特別配慮地域，配慮地域）

概況調査地域の「栃木県環境影響評価条例施行規則」（平成11年5月31日規則第30号）に基づく「特別配慮地域」，「配慮地域」の分布状況は表9-1に示すとおりである。

対象事業実施区域は，自然公園，鳥獣保護区域等に指定されておらず，「特別配慮地域」，「配慮地域」に該当しない。

表 9-1 概況調査地域の概況（特別配慮地域，配慮地域の分布状況）

区分	地域地区等の名称	対象事業実施区域	対象事業実施区域周辺
特別配慮地域	鳥獣保護区（特別保護区）	—	—
	国立公園（特別地区）	—	—
	風致地区	—	—
	自然環境保全地域（特別地区）	—	—
	特別緑地保全地区	—	—
	生息地等保護区（管理地区）	—	—
	県立自然公園（特別地域） 栃木県自然環境保全地域（特別地域）	—	—
配慮地区	鳥獣保護区（特別保護区を除く）	—	—
	国立公園（特別地区を除く）	—	—
	自然環境保全地域（特別地区を除く）	—	—
	生息地等保護区（管理地区を除く）	—	—
	県立自然公園（特別地域を除く）	—	—
	栃木県自然環境保全地域（特別地域を除く）	—	—
	対象狩猟鳥獣（ニホンジカ又はイノシシを除く。）の捕獲又は殺傷の禁止又は制限をした区域 栃木県緑地環境保全地域	—	—



## 第10章 委託を受けた者の氏名及び住所

名称	株式会社建設技術研究所栃木事務所
代表者の氏名	所長 芳野 夏輔
主たる事務所の所在地	栃木県宇都宮市東宿郷 4-1-20

